

白川町訓令乙第11号

府中一般
各出先機関

白川町関係団体経理事務取扱要領の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年10月31日

白川町長 佐伯正貴

白川町関係団体経理事務取扱要領の一部を改正する訓令

白川町関係団体経理事務取扱要領（平成22年白川町訓令乙第5号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(職員の遵守事項)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 課及び出先機関等の長（以下「課長等」という。）は、当該経理事務について、毎会計年度の9月及び3月に<u>現金出納簿及び預金通帳の残高の照合</u>を行わなければならない。</p> <p>3 <u>白川町課設置条例(令和6年白川町条例第24号)第2条に定める分掌事務のうち職員服務を所掌する課長</u>（以下「人事担当課長」という。）は、<u>経理事務の透明性と公正性を維持するため、経理事務の点検及び当該事務を取り扱う職員の指導をしなければならない</u>。この場合において、<u>人事担当課長は、職員を指名して当該点検及び指導を行わせることができる</u>。</p> <p>(過誤払の返納)</p> <p>第10条 支払完了後、過払及び誤払が発見されたときは、支出戻入命令書（様式第5号）により、課長等の決裁を経て支払金を受けたものから返納させなければならぬ。なお、誤払により支払金が不足となるときは、改めて前条の支出命令書（様式</p>	<p>(職員の遵守事項)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 課及び出先機関等の長（以下「課長等」という。）は、当該経理事務について、毎会計年度の9月及び3月に<u>検査</u>を行わなければならぬ。</p> <p>(過誤払の返納)</p> <p>第10条 支払完了後、過払及び誤払が発見されたときは、支出戻入命令書（様式第5号）により、課長等の決裁を経て支払金を受けたものから返納させなければならぬ。なお、誤払により支払金が不足となるときは、改めて第9条の支出命令書（様式</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第4号)により不足金に係る支出を行うものとする。</p> <p><u>(準用規定)</u></p> <p><u>第13条 第3条から第6条までの規定は、議員又は附属機関等(白川町附属機関及び懇話会等に関する指針(令和元年白川町訓令乙第12号)第1条の「附属機関等」をいう。)の委員等から現金を集金し積立てする会計の出納事務を職員が行う場合において準用する。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第14条 (略)</p>	<p>第4号)により不足金に係る支出を行うものとする。</p> <p>(委任)</p> <p>第13条 (略)</p>

附 則

この訓令は、令和7年11月1日から施行する。